

通信プラットフォーム研究会における  
これまでの議論  
(概要)

2008年8月7日

総務省総合通信基盤局

1. 通信プラットフォームの連携強化の必要性
  - 1) プラットフォーム機能の具体的範囲
  - 2) プラットフォーム機能の連携強化の効果
2. 通信プラットフォームの連携強化の効果
  - 1) 連携強化の基本的視点
  - 2) 検討のアプローチ
3. モバイルビジネスにおける通信プラットフォームの多様化
  - 1) モバイルインターネットの多様化
  - 2) 通信プラットフォームの多様化
  - 3) 通信プラットフォームの多様化に向けた具体的方策
  - 4) 端末APIの在り方
  - 5) 各種ポータビリティの実現の可能性
4. 市場の統合化に対応した通信プラットフォームの在り方
  - 1) IDポータビリティに関する基本的視点
  - 2) 認証基盤構築の在り方
  - 3) その他の検討すべき課題
5. プラットフォームの連携強化と行政の役割
6. その他

# 通信プラットフォーム研究会におけるこれまでの議論(概要)①

## 1. 通信プラットフォームの連携強化の必要性

### 1)プラットフォーム機能の具体的範囲

- プラットフォーム機能の一般論とモバイル、NGN、従来のインターネットのそれぞれのプラットフォーム機能の状況を区別した議論が必要。
- 何をプラットフォーム機能とするかだが、アプリケーションレベルでのプラットフォーム機能を有するものについては(オープン化することによって独立してビジネスが)成立するものと考えている。
- プラットフォームは何かという定義は困難であるため、ある一定の範囲を区切ってオープン化を図るのは難しいのではないか。

### 2)プラットフォーム機能の連携強化の効果

#### ①総体としてのブロードバンド市場の拡大

- 今後見込まれるコンテンツ産業等の市場拡大や国際競争力強化に、プラットフォーム機能の連携が寄与する可能性がある。
- レイヤー間のオープン化が必要であり、これにより新たなサービスの開発・提供、ビジネスの拡大が期待できる。
- 認証・決済プラットフォームが競争環境に置かれることでコンテンツ取引市場の活性が期待できる。それと比例してデータトラフィックの伸びも期待でき、携帯電話事業者のデータARPU向上にも寄与する。

#### ②ビジネスモデルの多様化の加速化

- プラットフォーム機能が連携することによるビジネスの発展可能性等に焦点を当て、その上でオープン化やグローバル化の議論をした方がよいのではないか。
- 日本の中で市場環境を整えることが重要だが、その後にアジアやその他の海外へのコンテンツ輸出、もしくはプラットフォーム機能自体の提供、更には様々な端末の登場といった創意工夫が行えるような状況を目指すというように、グローバルなゴール設定が必要。

#### ③ブロードバンド市場における公正競争確保

- 通信事業者しか提供できない通信プラットフォーム機能が公正に提供されることはネットワークビジネスが発展する大前提であるから、社会的なルールとしてその提供が規定されることが必要。
- 今後は地域免許であるインフラと切り離された国際展開が可能なサービスを育成していくことが必要。そのためにも、(コンテンツやアプリケーションの市場における)公正な競争環境の整備が重要。
- ビジネスモデルやマーケットの拡大について議論するのであれば、市場支配力とは切り離してプラットフォーム機能自体に着目して深く議論した方がよい。また、プラットフォーム機能がどうやって収益をあげるのかという点も考える必要がある。

## 2. 通信プラットフォームの連携強化の効果

### 1) 連携強化の基本的視点

- ユーザニーズの多様性を鑑み、自由なアプリを選択できるモデルと安全・安心・簡単・便利をパッケージにしたモデルはユーザによって選択可能とするべき。
- ネットワーク、端末に関わらず、ユーザーが自由に選択できることが望ましい。このためには現行の垂直統合型モデルを改め、オープン化していく中での課題を検討する必要があるのではないか。
- サービスレイヤーのプレイヤーはなるべく多い方が望ましく、連携が可能となるよう、技術的に出来ないこと等がないようにしておくことが必要。
- プラットフォーム機能を持つ企業が積極的にそれを活用して欲しいという姿勢が重要。短期的に見て困り込んだほうがよいと企業が判断する場合があるが、短期ではなく長期の戦略が必要ではないか。
- 何を競争領域とし、何を協調領域とするか、またどのような機能をプラットフォーム機能と定義するか等については、企業戦略であり、その連携やオープン化等については、民間ビジネスベースでの実現を目指すべき。
- 総務省のこれまでの規制はネットワークに基づくもので、上位レイヤーから下位レイヤーというものは経験や事例の蓄積が無く、ツールも無いのではないか。仮にここに問題があれば、一般的な競争政策上の問題ではないか。
- プラットフォーム機能について、その保有企業はどの部分を国際標準もしくは他社仕様準拠とし、どの部分を自社独自仕様とするのかのバランスが重要であり、プラットフォーム戦略を明確化することが必要。日本市場向けに、独占的な地位を利用した自社独自仕様のみによるプラットフォームが提供されているのではないかという懸念がある。
- 日本はコンテンツやアプリケーションの優位性があるうちに、これを生かして国際的に展開するべきである。失敗事例を見ると、インフラと一体となったプラットフォーム機能を国際的に展開しようとして、インフラ部分が受け入れられずに失敗している。

### 2) 検討のアプローチ

- 「ネットワークを保有する事業者」の設備をいかに利活用し、互いに連携し、事業を発展させていくかといった、NGNの利活用の在り方について、検討する場を早く持つことが緊急の課題。そうした取組の中で、「ネットワークを持たない事業者」が、「MVNO」及び「FVNO」の実現策を含め、NGNを利活用するための方策について検討する事が最も重要。

## 3. モバイルビジネスにおける通信プラットフォームの多様化

### 1) モバイルインターネットの多様化

#### ■ モバイルインターネットにおける多様化の意味

- 現在携帯電話事業者が提供しているプラットフォーム機能の制約に起因して提供が遅れたり不可能になってしまうサービスが多数存在。
- プラットフォーム機能の中立性を確保するためには、明確なルール策定と実効性を伴う運用を行い、また各レイヤーでの独占あるいは寡占状態を解消することが必要。
- モバイルビジネスは垂直統合型の囲い込みで成功してきたという面もあり、プラットフォーム機能のオープン化を法制化するという結論は直ちに導けないのではないか。ただし、グローバル戦略という視点からの検討は重要。
- サービスの多様性と分かりやすさ、汎用性と効率性にトレードオフの関係があることに留意しつつ、最低限のインターフェースの共通化の下で、市場競争に委ねるべき。
- 垂直統合モデルだから安心・安全が担保されているとまでは言わないが、オープン化により発生するコストや問題にも留意が必要。

### 2) 通信プラットフォームの多様化

#### ■ アグリゲート機能の多様化

- 様々な事業者の参入を促進するために、ポータルなどユーザが利用する際に初めに触れるアプリケーションの競争環境整備が必要。
- ポータルの種類としても携帯電話事業者が提供する1つのポータルではなく、ユーザーの嗜好や利用目的に応じて複数のポータルが選択できる状態が望ましい。

#### ■ 通信プラットフォーム機能に係る公正競争

- 日本のモバイルビジネスを拡大した垂直統合型モデルは認められるべきであるが、各レイヤーでの事業者間の公平な競争環境は確保されるべきであり、またユーザが事業者間の競争によるメリットを享受できるように、利用するサービスを選択することができる必要がある。
- プラットフォーム機能の扱いは事業戦略上のものと認識しているが、MVNO等の参入障壁となっている等影響が大きいものについては、取引環境が公正であることが必要な前提。独占的な地位を利用した閉鎖的なプラットフォームは不公正な形でバンドルされる懸念がある。

## 3. モバイルビジネスにおける通信プラットフォームの多様化

### 3)通信プラットフォームの多様化に向けた具体的方策

#### ■認証・課金機能の在り方

- モバイルコンテンツに係る認証・決済プラットフォームについて、携帯電話ネットワークを保有しないクレジットカード会社等の事業者が携帯電話事業者と対等の条件で「中立的な認証・決済プラットフォーム」を運営できる環境を整備すべき。
- また、有効な競争を確保するため、「中立的な認証・決済プラットフォーム」の運営者が、携帯電話のトップページを用いたポータルを展開やコンテンツ配信サーバの運営等を行うことも可能にするための措置が必要。
- ネットワークのどの部分にでも接続できるというのはネットワークの作り方に制限が生じ、一度ネットワークを作った後でアンバンドルをするとコスト面で問題が生じる。また、元々垂直的統合を志向した設計のためネットワーク制御という点にも問題が生じる。
- 認証・課金機能を外出しすることはあり得ると考えるが、データのやり取りに関する仕様の標準化やセキュリティ、責任分担が課題となる。

#### ■オープン型のプラットフォームに関する留意事項

- プラットフォーム機能がオープン化することで様々なサービスが連携して提供されれば、連携されたサービスの責任はどのように、どの主体が取るのが課題となる。責任分担を整理するルールが必要。
- (プラットフォームをオープン化した場合の責任について)現在の垂直統合型ビジネスモデルでは、コンテンツまで含めて契約電話事業者の責任でサービスを提供。また、卸契約であれば、利用者へのサービス提供は卸す側が全て責任を持っている。これが参考となるのではないか。
- (プラットフォームをオープン化した場合の責任について)利用者からすると、サービス提供者と利用者との間に何社存在しているかは分からないので、利用者に対して直接契約する事業者が一義的には全ての責任を持つ、その後ろは事業者間での取り決めであると考えべき。

#### ■その他

- メニューリストのオークション化により、コンテンツ・プロバイダのコスト増が予想され、最終的にはそれはユーザに転嫁されるのではないか。
- メニューを見たいのにキャリアによる広告が表示されるのはユーザの利便性を損なっているのではないか。
- キャリア自らがオークションを開くという状況は、シェアの大きさを考えれば、コンテンツプロバイダに対して選択の自由が与えられず、特定のオークションがオークション市場における支配力を有する状態と考えることも可能。

## 3. モバイルビジネスにおける通信プラットフォームの多様化

### 4) 端末APIの在り方

- APIを共通化して、アプリケーションを各事業者間で共通のものに出来るようにすることが重要。日本から利便性の高いものを国際標準とすべく押し進めていく活動も重要。
- プラットフォームとして、共通APIによる個別サービスが接続可能となる機能が提供され、またそのプラットフォーム機能の利用に対しては適正な費用負担がなされることが必要。
- 今後の端末プラットフォームについては、共通仕様に拡張仕様を加えたものとし、携帯電話の世代交代時等をその実装の機会とするべき。
- 端末プラットフォームについては、競争・技術革新と安全・安心のバランスに配慮して検討することが必要。
- モバイルビジネス活性化のためには、端末内部のアプリケーションだけではなく、ネットワークの機能全般に渡る競争環境の整備が必要。

### 5) 各種ポータビリティの実現の可能性

#### ■ポータブルなメールアドレス

- オープン型モバイルビジネスの促進のためには、IDポータビリティ、コンテンツやメールアドレスのポータビリティが必要。
- メールアドレスポータビリティには大きなニーズがあると感じる。接続先の切り替えを可能とする携帯電話事業者があり、それを利用して端末からその事業者以外のメールアドレスを直接利用できるようにしたサービスが実際にある。技術的には他の事業者でも可能と考える。
- 携帯電話事業者の提供するメールサービスの持つ機能を、サードパーティにも提供して欲しい。
- メールアドレスのドメイン名まで引き継ぐことには技術的に違和感がある。既存の携帯電話事業者から独立したアドレスを持ち運ぶほうが望ましいのではないか。
- メールアドレスポータビリティについては、本質はアーカイブ化されている情報を利用者が自由に出し入れ出来れば良いのであるから、この権利を利用者に与えるという方法と、プラットフォームを相互に連携させるという方法がある。

#### ■コンテンツポータビリティ

- プラットフォーム機能について、理想は自由化や共通化であるが、実際そのような対応を全て行うとなると非常に難しい。ただし現在検討しているようなIDポータビリティ等は取り組みやすい課題ではないか。
- 新規参入事業者の立場からすると、IDポータビリティが既存の携帯事業者間でのみ実現したとしても、その効果は、市場のさらなる発展、それに伴う利便性の向上という目的からは限定的だと考える。IDポータビリティを考える上では、ステップバイステップで進める必要がある、具体的には端末のオープン化、プラットフォームのオープン化の実現を検討していくことが重要ではないか。

## 4. 市場の統合化に対応した通信プラットフォームの在り方

### 1) IDポータビリティに関する基本的視点

- ユーザIDについては、使い勝手向上のため更なる情報の付加が必要ではないか。IDポータビリティについては既存IDを活用するのか新規IDを設定するのか議論が必要であり、また、モバイルだけに閉じずに対象領域を拡大する事の是非も検討が必要。
- IDポータビリティは、ライフログポータビリティと不可分の関係にあり、またその連携の仕組みをセキュアにオープン化すべきではないか。
- クラウドコンピューティングに存在するデータやアプリケーションプラットフォームに依存する各種コードをどのようにポータブルにするかという点が重要。

### 2) 認証基盤構築の在り方

#### ■ IDポータビリティの実現方策

- NGNにサービスプラットフォームを様々な事業者が構築し、他事業者へ網機能や情報を提供することで、多様かつ高度なサービスの開発を促してはどうか。
- APIをどの水準まで共通化するかNGN事業者とプラットフォーム事業者間で議論が必要。
- NGNについては、様々な基準作りが行われており、これからどこが問題となり得るのか明らかにする必要があるのではないか。
- 他社の発行するIDを信頼して受け入れるためには、そのOpenIDプロバイダの認証システムが強固であることが必要。
- 事業者間のIDポータビリティの実現にあたっては、事業者が独自に作成しているユーザID作成方法の秘匿性の確保や事業者間でのフォーマットの標準化への対応、及び実現に向けた調整手法、コスト負担、といった点に留意が必要。
- IDポータビリティはセキュリティが重要である。第三者の中立的な機関による監視が必要ではないか。
- IDマネジメントについて、国際的な議論との整合性が重要。

## 4. 市場の統合化に対応した通信プラットフォームの在り方

### 3)その他の検討すべき課題

#### ■モバイル広告関連

- 携帯の広告ではデータが取れないので成果が分からない。そのため、ロコミと同じくらいのゆるい評価しかできないのが現状。

#### ■ライフログ関連

- ウェブ利用履歴等のユーザ情報については、既に一部活用されており、個人情報と切り離れた管理手法も存在する。ただし、集めるだけ集めてもその中の一部しか使いこなせておらず、利用がかなり限られているのが実態。
- ユーザの情報がユーザの意図に反して勝手に使われてしまう危険性があるのではないか。
- ユーザ情報については、特定の企業が独占的に扱うようになると大きな問題となる。
- ユーザの利便性とプライバシーをそれぞれどれだけ重視するのは本来であればユーザ本人に選択させるべきもの。
- ライフログ収集は通信の秘密との関係で検討を要する内容。この点について、日本は憲法上明文で規定されている等他国と比べて制度的な特色があるため、議論が必要。
- インターネットの世界の中で日本のみが特別な対応を取ることは違和感がある。日本の国際競争力が低下することにもなり得る。通信の秘密について議論し、グレーゾーンにあるような事象を正しく整理することが必要ではないか。
- プラットフォーム機能のオープン化は、使い方によって利用者の利便性向上に多いに資するものであり、セキュリティ対策は、その利便性向上とのトレードオフの課題だと思うが、これは解決可能な課題であり、解決すべき課題。

# 通信プラットフォーム研究会におけるこれまでの議論(概要)⑧

## 5. プラットフォームの連携強化と行政の役割

- 情報通信産業全体が発展するためには、各レイヤー間が同期できる環境が重要であり、そのために事業者同士の議論の場作りが必要。
- お互いに利益を得られるような共存共栄の関係の事業者と議論を行いたいと考えており、その場にサポートとして官が入ることはあり得るかと思う。ただし、いずれかの事業者が一方向的に負担を強いられたり、何かしらの不安感から事前規制をかけるような議論は避けたい。
- 行政に対する期待としては、次世代の通信端末に関する共通基盤技術の研究開発支援や、標準化、テストベッド整備等といった点が挙げられる。
- 国内基準と国際基準の違いのように、調整してほしい部分がある。また、端末のプラットフォーム開発コストが100億を超える規模になっており、低コスト化の為に開発に着手する企業が少ないことを鑑みると、この点については支援が必要。
- 利用者はグローバルであるのに、規制が対応できていない。これまでは利用者も事業者も日本国内という前提があった。今後はリテラシーの向上に努める等、国際競争力の発展を妨げない形での行政の関与の在り方を検討する必要があるのではないか。
- プラットフォーム機能のオープン化に関して、規制は必要最小限とし、国際標準化を意識した戦略的な対応が必要。
- 運転免許証、住基カード、パスポート等公共的なIDの活用の推進により、公共性の高い便利で安心・安全なサービスの実現が重要。

## 6. その他

### ■セキュリティ

- プラットフォームビジネスはセキュリティ確保が重要な課題。
- 現実の社会のビジネスをインターネット上で実現しようとする、様々な事業者との連携が必要となってくるが、個人情報保護等課題も存在。

### ■消費者利益の確保

- 消費者としての観点から、規制緩和やビジネスモデルのオープン化によって、消費者の安心・安全が脅かされることを懸念している。単純なオープン化ではなく、他のルールとセットにすることが必要。
- 単にサービスの選択枝を増やすだけではなく、消費者保護等周辺の利用環境をあわせて整備することで、本当の意味でのユーザの自由な選択を可能とすべき。
- エンドユーザの利便性を狭めないようにすることは必要だが、エンドユーザの権利が無制限ということも間違っていると考える。利便性とプライバシーのバスター関係についてはそろそろ何が起こりうるか予見できる時点に来ており、事前に整理することも可能ではないか。

### ■その他

- 一般ユーザの前に、集中的に経験を得てマーケットを構築している先進的なヘビーユーザに着目する必要があるのではないか。